

監査公表第 13 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査の結果（令和3年2月8日2監総第922号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月17日

福岡県監査委員

同

同

同

藤 山 泰 三

世 利 洋 介

森 行 一

大 橋 克 己

福岡県監査委員 藤山泰三殿
同 世利洋介殿
同 森行一殿
同 大橋克己殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和3年2月8日2監総第922号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項に対する措置

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 田川保健福祉事務所	生活保護費について、 ① 介護保険料加算及び高等学校就学費の最低生活費 ② 就労収入、老齢基礎年金、老齢厚生年金、年金生活者支援給付金及び所得税還付金の収入 ③ 収入認定に当たり、必要経費、収入から除外するもの及び特別徴収された介護保険料の控除すべき額 を認定すべきところ、これを怠り、支給過大又は支給過小となっていた。	○ 所属において、直ちに当該世帯に関して、生活保護費の追給及び返還の事務処理を行った。 ○ 所属長が、以下の対策を徹底させることとした。 ①職員は、申請書等を半透明のプラスチックケースで保管し、他の職員が把握できるようにする。 ②係長は、認定変更確認表及び残務等処理書を活用して進捗管理を行う。 ③課長及び研修担当役付職員は、保護課研修やOJTを通じ、職員に訪問後の速やかなケース記録の整理を指導する。 ④所属長は月例会議を開き課長から生活保護費認定状況や直近の進捗状況の報告を行わせる。 ○ 本庁の制度所管課は、遵守すべき引継に係る基本事項を各保健福祉（環境）事

		<p>務所長あてに通知した。</p> <p>併せて、生活保護に関する事務の進捗管理について所長主催の月例会議で担当課長から報告を求めるなど、組織的な対応を強化するよう所長会議の中で各所長を指導した。</p>
--	--	---

注意事項に対する措置

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	生活保護費返還金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。	<p>所属において、以下の取組を徹底させることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに年金等を受給する場合など返還金の発生が見込まれるケースについては、受領後速やかに一括返還するよう指導を行う。 ・ 生活保護受給中の滞納者に対しては、ケースワーカーを通じて督促を行い、うち一括返還が困難な者に対しては、履行延期申請の指導を行う。 ・ 生活保護を受給していない滞納者に対しては、返還金担当者が債務者への文書、電話、訪問による納入の督促を行う。 <p>本庁の制度所管課においては、各事務所の返還金担当者を対象とした会議を開催し、各事務所の状況・課題、取組状況などを情報共有して収入未済発生抑止について協議し、効果的な取組みを行うこととした。</p> <p>また、各事務所に対し、所内関係部署の連携強化及び収入未済解消対策会議の開催、口座振替を推進する取組を行うよう指導した。</p>

3福総第2086号

令和3年12月6日

福岡県監査委員 藤山泰三殿
同 世利洋介殿
同 森行一殿
同 大橋克己殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和3年2月8日2監総第922号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項に対する措置

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	移動式粉末消火栓取替工事に係る消費税及び地方消費税について、工事履行期限が令和元年10月1日以降の場合は、消費税及び地方消費税の税率を10%とすべきところ、8%とし、支出過小となっていた。	所属長が、契約等に係る通知文書に基づく適切な事務を行うよう職員を指導するとともに、内部統制に係るリスク対応シートを作成させ、所属内での情報共有を行った。 また、契約等に係る事務の取扱いについては、複数名での確認を徹底させることとした。 本庁の所管課は、この案件を含む定期監査の指摘結果等を取りまとめた資料を所管する出先機関に送付し、指導した。